

賜吉田連姓吉本姓、田居地名也、取

〔東大寺要錄〕十二月丁丑四年○神龜勅曰、僧正義淵法師、俗姓市往氏也、禪枝早茂、法梁惟隆、○中宣改

市往氏賜岡連姓、

〔今昔物語十三〕於山階寺行維摩會語第三

大織冠本ノ姓ハ大中臣ノ氏而ルニ天智天皇ノ御代ニ藤原ノ姓ヲ給ハリテ内大臣ニ成給フ、
〔五代帝王物語〕三郎宮とておはしまし、は源姓給りて、彦仁忠成王子○順德皇子正應、永仁の比、中將に成て、上階なごせられしかども三位中將にてうせ給ぬ、

〔氏族考〕源平藤原の類は氏なるを、其をも加婆禰と云り、神代卷の猿女君の事を云る條に、汝宜以所顯神名爲姓氏とある姓氏二字を連ねて、加婆禰と訓るにても知るべきなり、又天智紀八年十月、授太織冠與大臣位、仍賜姓爲藤原氏、○中續世繼に源氏の御姓賜りて、御名は有仁、ときこゆなごあるは、今の世に源平等の氏を源姓平姓と云るに同じ、

〔制度通十〕姓氏ノ事

本朝ニ、不ニシヘヨリ戸ト云コトアリ、朝臣、真人、宿禰、忌寸、縣主ナドアマタアリ、中國ニハヨノ事見エズ、本朝ニテ、所ニヨリマギラハシキコトアリ、公式令ノ内ニ、中務大輔位臣姓名トアルハ、コノ姓ハ源平藤橘ノ類ナリ、又同令ニ、凡授位任官之日、喚辭、三位以上先名後姓、註云、假令喚云秦萬呂宿禰之類也、又五位先姓後名、註云、喚云秦宿禰萬呂之類也ト、コノ姓ハ戸ノコトナリ、朝臣真人ノ類ヲサシテ云、又處ニ因テ、戸ヲ氏ト云コト國史ニ見ハル、シカレバ戸ヲスグニ姓トモ氏トモ云ナリ、○中略

又考フルニ戸ハモト上世ノ官名トミエタリ、宇摩志麻治命、天瑞ヲ獻ズルヲ以テ近宿ニ侍ラシム、足尼ト稱ス、ソノ裔孫ヲ並ビニ足尼トス、ソノ後又宿禰ト稱ス、舊事記ニ詳ナリ、又首稻置等ノ